

Title	地方公共団体の「立地政策」：その基本的諸問題
Sub Title	Basic problems confronting local governments regarding "locational policy"
Author	高橋, 潤二郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.10 (1962. 10) ,p.887(29)- 910(52)
JaLC DOI	10.14991/001.19621001-0029
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19621001-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

方法からでなく対象から社会事業の領域を考えていると思われる。このようなことはやはり疑問だと思う。

結局CO活動は高度の技術をもって行われる限り、どんな場合でも社会事業活動と考えてよいと思う。従って社会事業であるかないかの境界は、それ程簡単明瞭ではないものと考えるべきである。我国のように全体の水準が低い場合、当然この技術水準の境界線も低いところにあるものと考えるべきであろう。

地方公共団体の「立地政策」

—その基本的諸問題—

高橋 潤二郎

はじめに

企業立地ないし産業立地の問題が今日ほど重視され、論議の対象とされたことは、我国ではかつてなかったことであり、ここ数年来、所謂立地政策に対する政府の関心は次第に増大する傾向にあるが、ここで注目すべきは、一方において、全国レベルでの立地政策がはなばなしく展開せられ、それに対する論議も活発化しているのに対し、他方、地方レベルでのそれは必ずしもそうではなく、むしろ、全体として地方公共団体はこの面に関して無為無策であるか、ないしはいたずらに国の政策に追随している様に思われることであろう。いうまでもなく、これは現在地方公共団体のおかれている一般的環境に由来するものであるが、同時に、政府の立地政策、とりわけ地方レベルでのその一般的性格に関する認識が必ずしも十分ではなく、このことが地方公共団体の自主的な立地政策の推進をさまたげる一つの要因となっていることが指摘されなければならない。

このような意味で、本稿は、地方公共団体、その中でもとりわけ、都道府県、大都市を除く市町当局が自主的な立地政策

地方公共団体の「立地政策」

をうちだす上で当然論議されなければならないと思われる基本的諸問題、立地政策の性格・目的・手段等、政策それ自体に内在する諸問題を指摘し、これらについて論じたものである。

(一) 性格に関する問題

立地政策を地方公共団体のそれとして考える限り、現実に地方公共団体がいかなるかたちで民間の立地活動に影響をあたえているかを検討することから議論を始めるのが妥当であろう。というのは、現在、所謂「立地政策」なる用語は必ずしも明確な概念規定のもとに用いられているとは思われないが、いかなるかたちでこれを用いるにせよ、それが政府の政策として推進される以上、民間の立地活動に対する何らかのかたちでの政府の介入を前提としていることが考えられ、したがって、種々なる主体による現実の位置選択、決定、適応の過程における政府の役割を吟味することが、議論の出発点として適当と思われるからに他ならない。

政府は種々のかたちで直接・間接に民間の立地活動に影響をあたえることが考えられるが、基本的には、それは政府の財務行政活動を通じての影響と法規法令を通じての影響との二つにわけて考察することが可能であろう。前者の例として先ずあげねばならぬのは、市町の財務活動を通じてのそれ、とりわけ租税の立地にあたえる影響であろう。個人・企業にとってその納付税額が関心事であることはいうまでもなく、その減免が企業立地にあたえる効果は大である。

これに対して行政活動の影響としては、第一に政府諸機関の位置選択のそれをあげることができよう。市町はその直属の諸機関の位置選択を行う意味で、それ自体一つの立地主体であるが、この場合、これら諸機関の位置決定が民間の立地活動に一つの因子となって作用する。即ち、これら諸機関の提供するサービスないしこれらサービスをうける人口を対象として民間の位置決定がなされる場合があるし、又、市町当局はしばしばその行政区内における最大の「経営体」であるから、

各地の相対的所得、したがってすべての市場指向的な産業の立地に重要な直接的効果にあたえざるを得ないし、更に、これら諸機関の立地は、その立地の対象となった敷地から他の土地利用を排除することになるが、このかぎりでは、当局は民間の企業、個人と競合関係にあるわけであり、この点でも影響をあたえることが考えられる。

第二は市町当局の行う公共事業、特にこれらに関連する諸施設の設置による影響であろう。現在この種の政府経営事業は鉄道・道路・港湾・上下水道・電気・ガス・電信電話、更に教育・リクリエーション等広範な分野にわたって行われているが、これら諸施設の設定、配置の決定権は多くの場合市町にあり、これが民間の位置選定にしばしば基本的前提となることはいうまでもあるまい。このうち、とりわけ重視されるべきは鉄道・道路・港湾・電信電話等のコミュニケーション施設の設置とサービスによる影響であって、このことはウェーバーの輸送因子以来アイサードの運送投入に至るまで従来の主要立地論が輸送費極少を中心命題として展開されてきたことを考えれば当然であろう。いうまでもなく、この場合、原料・製品の輸送費用と時間が問題視されているわけであるが、最近では、都外に移転した工場が即時通話が不能なため、都内にある本社との連絡に支障をきたすというケースも報告されており、これら諸施設の設置とそのサービス状況の企業経営したがってその立地にあたえる影響はより複雑になっているといわなければならない。

第三は、市町所有地、公有地の管理・処分を通じての影響であろう。一般に民間の経営者が工場の新増設を行う場合、その基本的過程は位置の選定、土地の購入、工場建屋その他の生産施設の建設そして運転管理にあるが、このうち、現実に最も問題となるのが土地の確保であることはいうまでもない。最適の立地条件を有すると考えられるいわゆる適地も、それが官有ないし公有地であるため立地の対象とならないケースも少なくないし、又、逆に公有地であるためにその土地獲得が有利になるといふ場合もある。一般に公有地が民間への払下げの対象としてねらわれるのは、夫々固有の有利な立地条件は別として、比較的大なる面積を安価に一括購入し得ることに求められるが、特に、地価高騰のはなはだしいため土地獲得の困難

な大都市とその周辺における工場用地、海・湖沼・河川の沿岸、又、国立・県立公園指定地区での観光、リゾート施設の用地には国有・県有地の払下げ、貸与が決定的な意味をもってくる。又、公有地をいかに利用するかは、政府の自主的決定に委ねられているが、その土地利用の形態と管理状況が周辺の土地利用に影響をあたえることはいうまでもなからう。

これらは市町の財政活動のうち、民間の立地に影響を及ぼすと考えられるいくつかの例であるが、単にこれだけでなく、政府は諸種の法律・法令を制定することによって、民間の立地活動を制約促進することが出来る。特に、我国では戦後地方自治法によって、地方公共団体には夫々独自の意図にもとづく条例の制定権があたえられ、各地方公共団体が夫々の立場から自主的な施策を講ずる範囲が拡大したことによって、この点における政府の立場は著しく強化されたといつてよからう。この場合、(i)特定の立地政策上の目的にしたがって、民間企業・私的個人の位置選択に関する干渉を明確に意図した法規・法令にもとづくものと、(ii)必ずしもそれを意図しないが結果的には民間の立地活動に影響をあたえるものとを区別しなければならぬ。前者、即ち、民間の位置選択に関する直接的な干渉を明確に意図した総合法は現在のところ我国では存在しないが、一般に、形式的には中立・奨励・規制とでもいい得る次の三つの法的手段がとられている。即ち、第一の方法は政府による各地の工業立地状況の資料蒐集・実態調査と、それにもとづく民間企業に対する適切な立地についてのインフォメーション・サービスの提供であつて、昭和三四年の「工場立地の調査等に関する法律」の制定によって、その法的裏づけをあたえられた通産省の「工業立地指導室」（昭和三年設置）はこの全国レベルにおける具体例であり、これと類似のサービスが現在多数の市町当局の商工部ないし開発課において行われている。第二の方法はそれが必要と考えられる地区での民間企業の立地を種々の助成——免税措置、奨励金交付——をあたえることによって促進しようとするものであり、現在多数の地方公共団体で制定されている工場誘致条令がこれである。第三の方法は、これとは逆に特定地区における土地利用を制限することによって、立地を規制するものであり、現在、建築規準法にもとづいて各市町で採用されている用途地域制はこ

の代表的事例であろう。これに対して、後者、即ち、それが必ずしも立地政策上の目的や民間の立地活動に対する干渉を意図していないが、結果的には影響をあたえる法律・法令を特にこれと指定することは、すべての経済活動が空間のなかに存在し、そのかぎりではいかなる経済法もなんらかのかたちで企業、個人の立地動向に影響をあたえ得ることから云つて、必ずしも容易ではないが、例えば、「農地法」が住宅・工場用地取得にあたえている制約、「水資源開発公団法」・「日本道路公団法」・「日本住宅公団法」等の公団法にもとづく政府事業の果している役割を考え、「国土総合開発法」以下一連の地域開発法、「石炭合理化臨時措置法」・「道路整備緊急措置法」、更に、「企業合理化促進法」・「低開発地域工業促進法」・「地方基幹都市建設促進法」等の内容を考えれば、これら諸法律が必ずしも政府による民間立地活動に対する直接的干渉を明文化していないとはいへ、現実にあたえる影響は極めて大であるといわざるを得ないであろう。

この様に、政府は種々のかたちで民間の立地活動に影響をあたえることが考えられるが、立地政策を政府が民間の立地活動に影響を及ぼし得る施策として広義に理解する限り、立地政策は事実上政府の諸活動、諸施策の殆んどを包含するものとなるらうし、又、それを単に明確な意図をもつ法規・法令にもとづいて、民間の立地活動に対して政府が行う干渉と狭義に理解するならば、そのかぎりでは立地政策の範囲は限定されるが、それはそれで、現実に立地活動に重大な影響を及ぼしている政府の諸活動の大半を見逃すことにもなりかねない。地方公共団体の当局者にとって、「立地政策とは何か」という基本的問題がなかなか理解されないのは、一つには、この政府の民間立地活動に及ぼす影響の範囲が極めて広く、その限界を決定することが困難であることに由来するといつてもよからう。

この点、この問題解決の一つの鍵をあたえてくれると思われるのは、「政府が民間の立地活動にどの程度まで介入すべきか」という問題に関する議論であろう。この問題は、より一般的にいえば、政府の民間経済活動に対する干渉ないし統制の問題に他ならず、すぐれて理念上の問題であるが、ここで指摘すべきは、「自由放任」の教義が放棄されて以来久しく、われ

われは政府干渉を極少に止めようとする必要としないが、自由競争にもとづく市場機構の自律的作用によって、立地活動が効果的に行われ、諸施設の地理的分布が適正に維持される限り、政府がこれに干渉することも必要のないことである。即ち、現在では、民間の経済活動に対する政府の介入は単なる教義上の問題ではなく、経済活動の合理的な発展を規準にして、それが必要か否かということにほばられてくるわけであり、この意味で、この議論の結果が政府の立地政策の限界を決定する上で一つの鍵となるように思うのである。この関連において、まず答えられねばならない基本的問題は、民間の立地動向に政府がいかなるかたちによせよ介入することの是非、いいかえれば、個々の企業ないし、個人の立地活動が全く放任されて、それで、考えられる人口ないし産業の適正な地理的配置が達成されるか否かということに他ならないが、勿論、立地活動の完全な放任が好ましくないことについては現在大方の意見が一致しているように思われる。このことは、例えば、立地論者のうちで最も強力な自由競争の主張者の一人であり、「自由を通じての均衡」に信頼を置いていたレッシュでさえ、「市場機構が、必ずしも、集合的に考えられた場合における個人の福祉もしくは最高の共通善に適切に作用するとは保証し得ない」と述べていること、又、最近では、アイサードが所得の地域格差に関連して、政府の放任政策 *hand-off policy* を明確に拒けていることからも明らかであろう。しかし乍ら、このことをもって、立地活動が個々の企業ないし個人の私的決定に委ねられた場合、その結果生ずる立地様相が全く無秩序になってしまうと考えるもならない。むしろ、従来の立地論研究者の多くは、個々の生産者の私的費用と私的報酬にもとづく位置の選定が全体としていかに秩序ある経済的立地様相ないし空間構造を進展させるかに重大な関心を払い、これを理論化することに努めてきたのであり、この点では、むしろ、市場機構にもとづく立地の自由選択の結果に対して、強固な自信をもっているといつてよからう。多くの立地論者にとっては、理論における合理的な位置決定とその結果生ずる適正な均衡が現実においては種々の障害によって達成され得ないことが問題であり、したがって、こうした障害を除去することによって、理想的な状態へと現実を近づけることに政府の役割が

求められるのである。即ち、政府の立地政策は、フーパーが「潤滑油」と称したように³⁾、第一義的には、自由競争にもとづく市場機構の作用をより円滑化するものとしてうけとられているのである。

こうした「潤滑油」政策として、一般に認められている第一の方策は個々の企業ないし個人に対して、彼等が夫々にとって最も有利な位置の選択を行うために不可欠の知識・資料を提供することであろう。個々の立地主体はその位置選択に当たって、必ずしも合理的に行動するとはかぎらないから、彼等に立地に関する正確な事実とこれら事実の科学的評価方法を知らせることが基本となることはいうまでもない。第二の方策は（これまた政府の妥当な役割として広範に認められているが）生産要素ならびに生産物の移動性を高めるために、いわゆるインフラ・ストラクチャー、交通通信機関をはじめとする諸施設を整備することである。そして、第三は、前二者とも関連するが、既成の立地様相の新しい条件変動に対する適応、いわゆる長期的な立地調整を行うことである。いうまでもなく、立地条件は時間的推移にしたがって変化するものであるが、一般に、施設が位置を決定すると、その廃止転換はなかなか困難であり、可能なかぎり既存の場所での存立維持をはかり、内外の変化に適応する傾向があり、この適応を効果あらしめたり、或いは移転を容易ならしめたりする必要がある。特に、技術的革新にもとづく *transfer cost*、生産函数の変化、又、資本・労働の移動にもとづく市場圏の変動が企業活動を通じて地域経済の急激な成長や衰退をもたらす場合、こうした動態的調整は単に企業自体のそれに止まらず、政府の適切な指導・助言が必要となる。

いま、一般に認められている三つの「潤滑油」政策をあげたが、これらはいうまでもなく、政府の民間立地活動に対する介入の最少限度のものであり、要するに、その意図は、企業ないし個人の私的立地活動をいかに徹視的立地理論からいって合理的ならしめるかにあるものといえよう。しかし乍ら、立地活動に対する政府介入が一般に認められている分野はこれだけではない。現実に国民ないし夫々の地域の住民の福祉厚生にとって基本的であると考えられているいくつかの規準——例

えば生産と所得の増大、安定および公正配分——からいって、著しく背馳する問題が立地に関連して生ずる場合、これに対して、政府が介入すべしという見解が今日では広範な支持を受けている。こうした問題は、前述の市場機構の円滑に作用しないためからも生ずるが、同時に、個々の企業レベルでの私的追求め、全産業ないし地域の利益と背馳する、いわば市場機構固有の制度的不備からも生ずると考えられるもので、われわれは、これを「潤滑油」に対して「対症療法」政策と称することもできよう。この「対症」政策として、最も基本的なものは、所謂 *Problem areas* に対する救済政策であろう。本来、この問題地域なる概念は全国的な視野から生れたもので、一般にこの呼称をもって呼ばれるのは、低生産性産業と低所得水準、潜在失業を有する停滞地域、斜陽産業の存在、企業の倒産・閉鎖、失業の多発に特徴づけられる不況地域、輸送・動力・工業用水等の立地条件の相対的悪化に特徴づけられる工業の過集積地域等であるが、地方レベルでは、不良住宅、劣悪な社会環境に特徴づけられるいわゆるアーバン・ブライトがあり、これら問題地域の開発ないし再開発には政府の強力な支持が必要とされている。更に、「対症」政策として、最近注目を集めているのは、社会的費用、特に工場の公害問題に関連する政府の動向である⁽⁴⁾。近年、工業の地域的集積がすすむにつれて、ますます煤煙・汚水・地盤沈下等、工場の地元市町村にあたる社会的損失が著しくなり、これらに対する政府の介入が要求されている。只、これら公害による損失の防止処置は、一方に於てそれが理論的には集積の利益と関連するものであることからいって、民間企業の費用収益計算のうちで処理さるべきという見解があり、他方、本来、社会的損失は社会的報酬と対置さるべき概念であり、企業が地元になんらかのかたちで社会的報酬をもたらすし、それが政府の租税収入に影響をあたえている以上、これを社会的費用として政府が負担すべきという見解もあるわけであり、必ずしも、結論がでていないが、たとえ、汚水・煤煙等の公害防止処置が企業によって自主的に採用されたとしても、個々の企業にとっての集積限界利益と地元社会にとってのそれには当然ある程度のギャップがあることが考えられ、この点に関する政府の介入が必要とされよう。

以上、政府が民間の立地活動に介入すべき分野として一般に承認を得ると思われる範囲を示したが、これらのことから、われわれは、地方公共団体の立地政策として、(一)所与の目的にしたがって、市町当局がその立地に関して決定権をもっている諸施設の位置決定を最も合理的に行うこと、(二)域内の民間の企業個人の立地をそれが当局の目的と背馳しないかぎり、夫々にとって最も有利ないし合理的であるように仕向けること、(三)あたえられた目的ないし規準からいって著しく乖離したと思われる立地上の問題が生じている時、又、社会的費用に関連する問題が生ずる時は、これらの解決を行う、の三点にしぼることができるのであるまいか。

- (1) August Lösch: *The Economics of Location*, 1954, p. 343.
- (2) Walter Isard, John Cumberland ed. *Regional Economic Planning, Techniques of Analysis*, 1961, p. 23.
- (3) Edgar M. Hoover: *The Location of Economic Activity*, 1948, p. 266.
- (4) これらについては、米花稔「経営立地政策」昭和卅六年、村田嘉代治「日本の立地政策」昭和卅七年において詳論されている。

(二) 目的に関する問題

前節では、政府の立地政策を論ずる上で最も基本的である「立地政策とは何か」という問題に関連して、政府の民間立地活動への介入が妥当であると考えられる三分野を示したが、これら政府の介入はいずれも「所与の目的」ないし「当局の目的」にしたがって、という限定がついてのみ許容されることはいうまでもない。したがってここでは、立地政策の目的に関連する問題を扱うことにしよう。

既に多くの研究者によって指摘された如く、立地政策の目的を判定するいかなる客観的規準も存在しない⁽¹⁾。他の政策と同じく立地政策の課題はその政策主体・時期・対象によって種々あり得るし、そのいずれをとるかによって、政府の立地政策

は単に経済政策のみならず、社会政策・国土・国防政策等の目的と関連をもってくるわけであり、これらを包括し得るような究極的な目的を規定することは必ずしも容易ではないが、少くとも、これらいくつかの目的を合理的な立地活動を通じて達成しようとするに立地政策の特殊な任務があるとはいい得るであろう。即ち、ここでいう合理的な立地活動とは、(一)合理的な位置の選択と決定、(二)これら既成の立地を前提として時間的推移のみならず諸変動に対する合理的な調整と適応を意味するが、これらを通じて夫々考えられる目的を達成することが立地政策の最大の特徴といえよう。立地政策を経済政策と考える限り、その究極の目的は国民所得の増大・安定および公正な配分といった誰にも異論のない経済政策上の目的を想定してよいし、又、社会政策として考えた場合、これまた国民の福祉の増進と安寧ならびに社会的適応といったごく一般的な社会政策上の目的を考えてよいが、立地政策はこれらの目的を合理的な立地活動を通じて達成するのであり、このかぎりでは、合理的な立地活動の促進はこれら究極的な目的を達成する上で手段であると同時に、立地政策にとっては第一義的な目的であるともいえよう。

さて、この様な意味での合理的な立地は単に政策のみならず、民間の企業・個人、又種々なる機関によっても追求され得ることはいうまでもない。企業はその経営位置の選定・適応に関して、購買・製造・販売、更にいわゆるビジネス・クライメイトを考慮した独自の意図と費用収益採算にのっとりそのかぎりでは合理的な立地政策をもつてであろうし、同様なことは私的個人・諸機関についてもいい得るであろう。しかし乍ら、これら民間の立地動向は、既に度々指摘されている如く、現実には必ずしも合理的に行われるとはかぎらないし、又、これらの合理性はあくまでも企業、家計等個々の立地主体レベルでのそれであつて、これがそのまま全体としての経済活動の合理的配置を意味するという保証はない。これに対して、政府の立地政策は、その本来の性格——政府がその行政区域内に必ずしも利害関係の一致しない企業、個人等多数の立地主体をもつこと——からいって、これら民間のそれとは若干ことなつた性格を帯びざるを得ない。即ち、民間の経営者の立地政策が

あくまでも自己の私的採算から、その経営位置を決定し、土地の最大効率的な利用をはかるといふ企業レベルの視点に限定されるのに対し、政府が立地政策を策定する視点はより拡大し、自己の行政区域内の多数の立地主体の相互関係における合理性、即ち、複数の企業の合理的配置を目指さなければならぬし、同時に、これら多数の企業、個人による土地利用が一地域全体として最大効果をあげうることを意図しなければならぬ。いいかえれば、政府が立地政策を策定する視点は必然的に産業レベルのものでなければならぬし、地域単位のものとならざるを得ない。事実、我国における立地政策は、一方における産業合理化、他方における地域開発ないし再開発を二本の柱として展開されてきたわけであり、この意味で、立地政策は産業開発政策と地域開発政策との交点に位置づけられてしかるべきものといつてよからう。国の立場からみた場合、このことは、所謂産業の地域的適正配置ということに他ならないが、地方公共団体、特に市町当局の如く、比較的狭域の管轄区域内における住民の生活の全側面に対する十全な配慮が必要とせられ、かつ、企業の工場・事務所の設置、経営に關して多少とも住民の協力が要求され、又、逆に、それが地元住民の所得水準・生活様式・社会関係・社会意識に直接大なる影響をあたえる場合には、単なる企業ないし生産施設の合理的配置のみならず、住宅・ショッピングセンター・教育・娯楽施設等、住民の生活全分野にわたる諸施設の適正な配置が考慮されなければならないことはいうまでもない。政府の立地政策は、それが最も広範な視点から行われる場合、全国レベルにおいては国土開発、地方レベルにおいてはコミュニティ・デヴェロップメントとなることが予想される。

この様に、立地政策の第一義的目的は合理的な立地活動を促進することであり、その結果として、考えられる諸種の究極的目的に資することにあるといえるが、このことは、必ずしも人間活動一般の合理的な地理的配置の存在を意味するものではない。われわれの行為の合理性というのには常に一定の目的ないし規準からいって合理的なのであつて、人間活動の一般的な目的が設定されぬ以上、厳密な意味でこれを求めることが不可能なことはない。われわれが合理的な立地とい

う場合、常に、暗々裡に経済的観点ないし社会的観点からみてという限定を加えているのであり、若し、こうした限定をつけ加えないならば、合理的な立地は考えられず、せいぜい、われわれは所謂コンヴェンショナル・ウイズダムに委ねられる、「好ましい立地」について語る事ができるにすぎない。そして、この場合、夫々の立場によって、この「好ましい立地」もしくはその結果できるところの *ideal pattern of geographical distribution of populations* ともいふべきものに関する考へ方に背馳・乖離のあることは十分に予想されることであろう。この背馳・乖離は非常に広範囲にわたってみることができ、一般的にいえば、多くの場合、それは人間の諸活動にとって各種ポピュレーションの分布状態のあたえる最適度が相違しているからに他ならない。経済的に云って、最適な人口ないし工場の集中集積度の限界は必ずしも社会的な観点から見たそれと一致するわけではないし、又、逆に、政治・社会的な立場からいって、好ましい人口分布とその結果保証される諸関係——例えば *face to face relationship*——が経済的に最大効率的であるという事は必ずしもいえないであろう。これは、経済学的立場から云えば、具体的ななかたちでの厚生函数の決定が困難であることに由来するものであるが、現実に地方公共団体が立地政策を策定するに当って、直面する一つの問題だといわなければなるまい。

しかし乍ら、この問題に対して、われわれはあまり深刻に考えることはさげなければならぬ。問題が一般的な良識に委ねられている以上、それに従うのがよいことはいうまでもない。即ち、この問題に対するコンヴェンショナルな解決は、現実の立地活動において、最も比重が大であり、その視点にもとづく理論化が最も進んでいると考えられる経済的要因にしたがった立地活動を最も普遍的なものであると考え、その限りで合理的な位置選択を第一義的存在とし、その結果が他の視点ないし価値判断からいって著しく問題が生じる場合、これをチェックすることであろう。この場合、当然立地政策は第一義的には経済政策として理解されることになり、前述の如くその目的は他の経済政策と同じく、生産・所得の増大と安定および公正な配分といつて大過なからう。だがここで指摘されるべきは、たとえ立地政策の目的がこの様に規定されたにせよ、それ

があまりにも一般的なかたちで与えられている限り、政策の担当者が実際にその方針を決定するに当って、必ずしも役立つたぬことであろう。即ち、現在多数の市町当局の政策担当者にとって最もシリアスな問題は立地政策の目的があいまいであること以上に、その目的が極めて一般的かつ究極的なかたちでのみ与えられ、必ずしも具体的な施策をうちだす上での手掛りにならぬことであることが認識されなければならない。したがって、ここでより重要なことは、これら一般的な目的を地方公共団体のレベルにおいて、より具体的ななかたちで示すこと、いいかえれば、「いかなる状態が市や町のありかたとして望ましいか」を示すことでなければならない。もとより、これは理念上の問題に属することであり、完全な意味での意見の一致を期待してこれを論ずることは、至難であるといわなければならないが、少くとも、こうした地方公共団体の「あるべきすがた」を具体的ななかたちで論議し、その結果をいくつかの原則にまとめあげ、市町当局の担当者が立地政策を策定する上での指針ないしよりどころとして提供することが必要であると思うのである。

さて、こうした原則のうち、最も基本的なものは、地方公共団体の財政収支におけるバランスであろう。地方公共団体が地方自治の体現化であることはいうまでもないが、それが地元住民に対する諸種のサービスを提供する経営体であるかぎり、その存立維持・健全な発展のために財政収支の均衡が必要であることはいうまでもあるまい。即ち、經常収入が經常支出を上廻るかたちで安定的に保持されると同時に、可能なかぎりその用途を自主的に決定でき、かつ、その収入推計が比較的確実である一般財源、特に市町税の歳入における比率を高めることが望ましい。勿論、現在の地方公共団体の事務活動は事務の分担割合、経費の負担率に関して国や他の地方公共団体のそれと相互に密接に関連し合い、域内の事務のすべてを自己の財源でまかなうことは不可能に近いが、少くとも夫々の市町が自己の規模に応じた事務を担当し、国の援助を受けず、独立してゆくことが望ましい。

第二の原則は、域内の経済活動の対外的バランスの保持であろう。即ち、域内の所得水準が域外に対して著しく均衡を失

することのないのが望ましい。いうまでもなく、地域分業が発達し、資本・労働・財貨の移動のはげしい国内の市町経済に国際的レヴェルで行われる対外貿易収支の原則をそのまま適合させ得るかは技術的に多大の問題があるが、少くとも理論的には社会計的な輸出入勘定の推計を地方公共団体に対して適用することは可能であり、その結果の均衡が望ましいことはいうまでもあるまい。この場合、域内の全産業に占める輸出産業の比率が重要な意味をもってくるが、したがって、このことは輸出産業と地元向産業との比率を示すいわゆる *b/a ratio* が夫々の市町の規模に関連して適切な数値を保つこととしてもよからう。

第三の原則は、域内の産業構成・社会構成におけるバランスの維持であろう。この主張は英国のニュータウンの建設における基本原則として採用され、いわゆる *well balanced community* 論の基調となったものであるが、要するに、産業の多様化を通じて不況に対する適応力を強化せしめ、同時に、社会的多様化を通じて経済社会的安定を意図するものに他ならない。一九四七―五七年にステイヴネイジのニュータウン開発公社の事務総官であった A・C・ダフは、ニュータウンへ誘致される工場の要件として、第一に中小規模の軽工業が望ましいとし、次いで「一つの重要な限定は多様性である。ニュータウンは単一業種の企業を集め、特定産業が不況になることによって生じる大量の失業のリスクを犯すことを欲しない」と述べ、更に誘致企業が何らかのかたちで専門化していることが望ましいとして、これら企業の専門家・技術者が「ニュータウンが避けることの難しい単一階層パターン *one-class pattern* をうちやぶる」⁽³⁾ に役立つことを指摘しているが、これらは、たしかに経済社会的安定と健全な地方自治の発展（いわゆるシングル・インダストリー・タウンにおける大企業の地元政治にあたる影響については、既に多くの研究がある）を考えた場合、望ましい地方公共団体のありかたを示す一つの原則となるべきものといえよう。しかし、企業の数、規模は当然のこと乍ら夫々の市町の規模に応じて相違してくるし、業種の多様性もまたあくまでも地域分業ないし集積の利益を前提とし、それに著しく抵触しないかぎりにおいて認められなければならないことはい

うまでもない。

第四の原則は、域内の諸施設——住宅、商店、工場、教育、リクリエーション、その他——の調和のとれた地理的配置の確立であろう。これはいうまでもなく立地政策に最も関連のある目的であり、立地政策的視点からいえば、基本的バランスともいえるが、この点重視されるべきは都市計画の用途地域制における市街地区の「単一目的にもとづく土地利用」と市街地区外の「複合的土地利用」の主張であろう。即ち、これは市街地内では併存することが機能の低下、形態の不統一、更に種々の障害を発生させる土地利用の隔離が望ましく、市街地区外では、同一の地域を併存し得る数種の土地利用——農業、林業、リクリエーション、住宅——に共通して使用するように調整することが望ましいとするものであるが、こうした主張を考慮して、諸施設の地理的配置を全体として最も効率的にすることが必要であろう。

以上、地方公共団体の望ましいありかたを規定する四つの原則を示したが、これらはいずれも調和ないし均衡に重点をおくものであり、所謂 *balanced community* を一つの理想として示したものに他ならない。もとより、これは一つの試みにすぎないが、こうした試みによって、地方公共団体の立地政策の目的をより具体的なかたちで論ずることが必要なのではあるまいか。

(1) E.M. Hoover, op. cit., p. 243.

西岡久雄「地域経済と立地政策」経済立地論概説、昭和卅四年、二〇九頁。

(2) 江沢譲爾「産業立地論と地域分析」昭和卅七年、二二三頁。

(3) A.C. Duff, Britain's New Town. An Experiment in Living, 1961, p. 62.

(三) 手段に関する問題

前節では、地方公共団体の望ましいありかたを *balanced community* というかたちで示し、そこに示された目的を達成することが地方公共団体の当面の課題であることを示したが、ここでは、先ずこれら目的を達成する立地政策上の手段に関する一般的考察を行い、次いで、その中でも現在最も広範に採用され、かつ、注目を集めている地方公共団体の工場誘致命令と工業団地造成について述べることにしよう。

既に、第一節で述べた様に、政府は種々の活動を通じて民間の企業、個人の立地活動に影響をあたえ得るものであり、このことが政府の立地政策として採用される手段の極めて多種多様であることを意味することはいうまでもない。しかし乍ら、全体主義国家の場合、政府の活動範囲は殆んど無限であつて、考えられ得るすべての手段を用いてその目的を達成することができようが、民主主義国家の政府、とりわけ、地方公共団体にとって、その活動範囲が明白に一定の制約を受けざるを得ないこともまた事実であろう。その立地活動にあたえる影響はあくまでも影響に止まるのであつて、命令にはならないことが指摘されなければならない。即ち、民主主義国家の政府にとって考えられる諸手段に共通な性格は、それがなんらかのあたちで域内の立地条件を変え、それを通じて民間の立地活動に影響をあたえるという間接的な過程をとることにあり、これが地方公共団体にとつてもいえることはいうまでもない。

この立地条件を改変する手段には種々あるが、基本的に、それは、(一)その施策が直接地表の物理的様相を改変する場合と、(二)これらの改変をとまわず単にある地域において立地動向に影響をあたえ得ると考えられる経済・社会的諸変数を変化させる場合とに区分される。この区別は、いいかえれば、立地条件を構成する二つの基本的要因、立地様相 *locational pattern* と立地環境 *locational milieu* のいずれを政策の直接的対象とするかによつて導出されるものである。勿論、現実に経営者が

その工場・事務所の敷地を選定する場合、第一義的な考慮の対象となるのが、夫々の候補地における道路・上下水道・動力等をはじめとする諸施設の地理的配置状況、即ち、既成の立地様相であることはいうまでもないが、単に、それだけでなく、人口・労働・農工業生産額・所得、更に諸物価等夫々の候補地(とその周辺)の経済状態を特徴づける諸指標が重大な関心事となる。例えば、二つの候補地がほぼ同一の立地様相をもっているとしても、その人口構成・賃銀水準が両者でことなっている場合、又、幅員一〇米の道路が敷設されていても、その交通量が一方では五〇〇^台/日、他方では二〇〇〇^台/日である場合、立地条件に非常な相違があるといわなければならないだろう。いわば、この両者は立地条件を構成する基本的要因であつて、立地条件の改善を目標とする場合、その手段は当然これら両者の改変を意図するものでなければならず、これらの利点と限界を考慮して、両者をいかに効果的に結合するかが一つの問題とならう。

これとならんで、立地政策の手段を採択するに当つて、現実にはしばしば生ずる問題は、これら諸手段を用いた計画を策定する場合、その計画目標をいかなる時点におくか、又、対象をいかなる区域にするか、ということであろう。これはある意味で、計画策定の視点にもかかわるものであるが、立地政策の手段には、その手段を講ずること自体比較的長期間を要する場合もあるし、又、極めて短期に行い得ることもあり、又、区域についても、スラム・クリアランスの如く、市町域内の一角を指定することで十分な場合もあると同時に、道路・上下水道の如く域外にわたるより広域を対象としなければならない場合もあることを知らなければならない。この場合、特に注意しなければならないのは、これら短期と長期政策、狭域と広域政策との間に手段上の乖離・相剋が生ずることであろう。特に、後者は、それ自体、計画の空間的階層分布の問題であり、かつ、多くの場合、単に地方公共団体内部のみでなく、地方公共団体相互の間、又、国との間にかかわってくるものであり、重視すべきであろう。より広域にわたる好ましい立地様相を形成するために、その一部をなす地域の立地様相の改変が要求される(それはしばしば住民の生活の徹底的変化を意味する)ことは都市開発の過程にはしばしばみられることであり、こ

これらに関する調整が立地政策策定上の重要な問題となることはいうまでもない。

レッシュは、彼のいわゆる空間政策の究極的目的を一国の福祉増進にあるとして、この目的に役立つと思われる一連の目標を設定し、これら諸目標を達成するための諸施策を第一次、二次、三次 (Methods, Auxiliary Methods, Individual Methods) に分け、これらの階層的配列化を試み、最近では、ハッシュマンが後進地域の開発に関連し、それに採用される諸手段の優先順位決定の必要性を論じているが、これらと同様な意図にしたがって、地方レベルにおける立地政策上の諸手段を階層的に配列化し、手段相互間の調整をはかることが必要であろう。

この様に立地政策にふくまれる手段間の調整は基本的な問題であるが、しかし乍ら、現実により重視されるべきは、個々の手段・方策のうちひそむ問題点であろう。その意味で、ここでは現実に地方公共団体が有力な立地政策として採用している工場誘致条令と工業団地の造成を例にとり、若干の問題点を指摘することにした。

昭和廿五年のシャウプ勧告にもとづく税制改革により固定資産税が市町村税として設置されて以来、我国地方公共団体にとって、域内の固定資産投資額が重大な関心事となったことは周知の通りであるが、これに最近の工業化意欲がともなうて、各市町の企業誘致活動は活発化し、これに対する法令的措置である工場誘致条令を採用する地方公共団体の数も次第に増加する傾向にある。即ち、全国市長会が全国各市について行った調査³⁾によれば、昭和廿六年八月三十一日現在、全国五五六市のうち条令を制定している市は三七二市にのぼっているが、いま、同調査の結果にもとづいて、その実施状況の一般的特徴を述べれば、

(一) 条令制定の実施状況は地域別規模別にかかなりの格差がある。即ち、一方において、石川・長野・奈良・鳥取・徳島の如く県内全市が制定している県があるのに対し、その制定が半数にも達しない諸県があり、特に、南関東・東海・阪神の如き既成工業地帯周辺の諸府県、四国・南九州・東北の如く工業未開発地域に属する諸県は低調である。又、一般的に人口規

模が大なる市の方が小規模な市より実施の割合が高く、特に、人口二〇万から一〇〇万の都市で最も普遍的である。

(二) 条令制定時期は苫小牧、半田、松山の三市が最も古く昭和廿五年、その後漸次増加して五三市の新定をみた卅年でのピークに達し、以後毎年三〇市程度増加し、卅五年に四二市の新定があり、第二のピークとなった。前期には大規模の市が比較的多く、後期には小規模の市の制定が増大している。

(三) 誘致対象の条件としては、(イ)固定資産投下額、(ロ)従業員数、(ハ)敷地・建築面積等に関して一定規準をもうけ、それ以上のものに助成するのが普通であり、(ニ)の併用が普遍的であるが、このうち最も重視される固定資産投下額については、最高の三億円以上(一市)から最低一〇〇万円以上(八市)まで種々あり、必ずしも、その規準は市の規模と一致しない。

(四) 助成内容は、主として、(イ)税の減免、(ロ)便宜の供与、(ハ)奨励金の交付であるが、(ニ)多くの場合、当該工場に課せられる固定資産税の一部、又は全部に当る金額を奨励金として、企業に還付するものであり、実質的な税の減免に他ならない)が最も普遍的であり(八〇%)、次いで(ロ)が約半数近くの市に採用され、(イ)が最も少い(二〇%)。

(五) 条令を一たん制定した後、これを廃止した市が一六市、条令の適用を停止中のものが五市ある。条令廃止は卅年の川口市がその最初の事例であるが、その半数が、埼玉(四市)、神奈川(三市)、千葉(二市)と東京周辺に集中しているのが注目される。理由は有利な立地条件のために工場新設が円滑に行われ、条令が不要になったこと、地方財政再建促進特別措置法の対象となったこと等々であり、条令停止中の市は寝屋川を除けばいずれも東北にあり、地方財政再建整備の過程にあるものである。

となる。これで工場誘致条令の施行現況はある程度把握し得るが、それでは、これらの条令がどの程度の効果をあげたか、同調査において、この問題に対して回答をあたえたのは二六九市(実施市の約四分の三)であるが、この中、効果あり、即ち条令の適用があった市は二三四、このうち四八市が一〇〇件の適用件数を持ち、三四市が一〇二〇件、更に適用件数が二

○施設以上の市が二八、その最高は岡谷市で総数は一七一件(新設二三、増設二四八)であった。他方、無効、即ち条令の適用が一件もないのが三五市である。いうまでもなく、適用件数の多いことが、条令の成功を意味するわけではなく、その効果についてはより詳細な研究が必要であるが、このデータをみる限り、工場誘致条令はなかなかの効果をあげているといつてよからう。しかし乍ら、この誘致条令が現実に適用され施行される過程において問題がないわけではない。前述の如く、条令における基本的助成手段が、工場に対する資金的援助と便宜の供与であることはいうまでもないが、このうち前者について傾聴すべきは最近都下南多摩日野町の企業誘致に関してなされた井出嘉憲氏の問題指摘であろう。即ち、同町は昭和卅四年工場誘致奨励と地元既存の工場育成奨励に関する二条令を同時制定し、工業化にのりだしたが、同条令のうち、前者は固定資産評価額二〇〇万円、従業員五〇人以上の工場新・増設に対して三年間にわたる当該工場の固定資産収納額相当程度の奨励金の交付を約束し、又、後者は固定資産評価額一〇〇万円、従業員二〇人以上の既存工場に対して固定資産収納額の一割相当の奨励金の交付を約束した極めて好条件のものであって、その結果、同町の工業化政策は一応の成果を収めるに至ったが、これに関連して、同氏は、

(一) 誘致に際して生ずる企業間、特に同一業種に属する進出企業と地元既存企業との利害対立と、それに往々にして随伴する利権問題の発生、

(二) 企業誘致、より広くは、工業化に対する地元住民の反対、

(三) 誘致の進展にともなう地価の高騰にもとづく第二次以降の誘致の困難化、

(四) 企業誘致によって期待される財政規模の拡大と、それによって要求される行政規模の拡大とのギャップないしはタイム・ラグ

等の問題を指摘されている。これらはいずれも現実に多数の地方公共団体の当局者が直面している問題と考えられるが、特

に重視すべきが(四)であることはいうまでもない。即ち、地方公共団体がその財政収入の増大を意図して行ったにも拘らず、誘致企業は各種の奨励措置により当面はその財政収入に直接寄与することなく、むしろ行政規模を拡大させ、しかも、新規誘致企業にこの様な措置をとるかぎり、既存企業の立場をも考慮して類似の措置を講ずることが必要となる。「極めて皮肉ない方をすれば、工業化政策の続く限り、こうした奨励措置は継続され、それが継続される限り、工業化政策の財政的果実は、本来得べかりしものより小さなものにとどまることになる」のである。

さて、条令のもう一つの助成策、即ち、便宜の供与は、道路・上下水道、その他諸施設の配置、敷地の選定、工場用地の造成・提供であるが、これに関連して最近最も注目を集めているのは工業団地、即ち、インダストリアル・エステイトの造成である。この工業団地は本来英米で一八九〇年代に開発され、その後第二次大戦前後を通じてこれら両国で顕著な発展をみせ、各国に普及し、最近ではそれが工業化の有力な手段であるという見地からプエルトリコ、インド等でも大規模に行われているが、要するに、それは、あらかじめ総合的な計画にしたがって開発された用地に工場を集团的に建設することによって、規模の経済をフルに活用しようとするところに特徴があり、これが地方公共団体の注目を集めるに至ったのは、それが一方に於て企業側の敷地選定、施設の利用、資金面における諸困難等立地に関連して生ずる問題を解消することによって、工場進出を容易化すると同時に、他方市町側にとっては工場立地に対する効果的統制を行い得ると期待されたからに他ならない。事実、工業団地はその構想、過去の諸外国の実績からいって、現在考えられる工業化政策としては最も有効なものであることは疑いのないところであろう。特に、我国では、この方策が中小企業の振興育成に有効である点に着目した政府が、昭和卅六年四月、従来の「中小企業振興資金等助成法」の一部を改正し、国の補助の対象となる都道府県の中小企業に対する無利子貸付金に新たに工場集団化のための土地の取得、造成ならびに工場建屋の建設に要する資金を追加するとともに、集団化に伴う工場用地の買換えにさいしての譲渡益に対する特例措置を講じ、これに要する補助資金として昭

和卅六年度三億円の予算を計上したことから、一躍脚光を浴びるに至り、各府県、市町の工業団地に対する関心をたかめ、工業団地は即中小企業団地なりという程に、この方策を普及せしめたのであるが、ここで指摘すべきは、この助成法そのものが必ずしも中小企業団地化計画を推進する上で十全なものではない。とりわけ、市町村がこれを行うには種々の問題があるということであろう。こうした助成法そのものに内在する問題はいくつもあるが、そのうち特に重要と思われるのは、それが、(一)団地化計画に必然的に関連する地域開発的側面を無視している。(二)あまりにも非弾力な助成措置を採用しているの二点であろう。即ち、前者は、現行助成法による助成対象が事業協同組合であつて市町村ではないことに最も端的にあらわれているが、本法の目的はあくまでも中小企業の育成振興にあるのであつて、地方公共団体にとって重視されるべき地域経済開発を目的とするものではなく、そのかぎりでは本法の限界は自らあきらかであることを知るべきであらう。更に、これと関連して指摘すべきは、現助成法が個々の企業の生産施設に対する助成に重点を置き、団地全体の環境的整備を必ずしも重視していないように思われることであらう。成程、同法施行令第一条第七・八号は団地内の道路・工場・共同施設その他諸施設を含むレイアウトに関する規程、工場建屋の構造・設備に関する規程をかけたが、この方面への配慮を示しているが、⁽¹⁾かんじんの助成対象からリクリエーション、都市の美化等に関する施設を除外している。⁽²⁾ いうまでもなく、これら施設は必ずしも企業の経営合理化、生産力増強に直接役立つものではないが、それ故に個々の企業においては、ともすれば軽視されがちであり、むしろ、政府の積極的助成を最も必要としていられるといわなければならないだろう。事実、米国で広く用いられているインダストリアル・パークという呼称の示す様に、工業団地は単に工場の一部地区への集团的移転ないし進出に止まらず、従来の工場地区とはことなつた公園の如き景観を伴つた施設、環境的に完備した工場地区を意味するのであり、この限りで、それは garden city が過去の都市のイメージを革新したのと同様、いわば工場地区に対するイメージの革命ともいふべき意味をもつものであり、この目的が達成されぬかぎり、工業団地造成の意義は半減するともいへよう。これに対して、

後者は助成金・貸付率・返済期間にからむ資金上の問題であるが、いうまでもなく、その助成額が少いことが指摘されなければならぬ。現行法規のもとでは、貸付対象金額の算定基礎は土地取得単価については造成前は坪当り二、〇〇〇円、造成後は二、五〇〇円、又、工場建屋の建築単価は建築面積坪当り二〇、〇〇〇円（ただし重量鉄骨の場合は同四〇、〇〇〇円）以内となっているが、これが一部地域、特に大都市周辺の地価現況からいって必ずしも適切でないことはいうまでもあるまい。例えば、同助成法にもとづき昭和卅六年度助成の対象となつた船橋中小企業団地の場合、その加入企業の土地取得価格は坪当り四、八〇〇円から八、三〇〇円、平均六、〇〇〇円台であり、算定基準の約三倍となつており、この結果、貸付率は土地五〇％、建屋三三％であるが、実際額としては土地・建物夫々約二〇％、一五％の助成にしかならない現状である。助成金制度が果して健全な中小企業の育成に役立つか否かは別として、このことが、現実に資金調達力の不足に悩む中小企業にとって、団地進出への障害となることはいうまでもなからう。

この様に現行の中小企業振興法にもとづく国の団地化計画は、それを地方公共団体が利用するには明確な限界があり、むしろ、独自の構想にもとづく工業団地の開発が望ましいといえるであらう。その開発上の諸問題、経営主体、資金調達、規模と施設整備、業種選択、分譲方式、管理維持、団地内外の調整等についての諸問題について述べるのは別の機会にゆずるが、既に述べた様に、工業団地はそれが理想的に計画実施された場合、加入企業、地方公共団体にとって極めて好ましい結果をもたらすと同時に、他方、位置選定を誤つた場合、加入企業にあたるマイナス効果は個々の企業のそれに比較して著しく大であるし、又、計画の不備によつては工業的スラムを形成することにもなりかねないことを知るべきであらう。

(1) August Lösch: op. cit., p. 346-347.

(2) A.O. Hirschman: The Strategy of Economic Development, 1958, p. 41.

- (3) 全国市長会、東京市政調査会、富山市、第二三回全国都市問題会議文獻二、「都市の経済開発」、昭和卅六年、九七一―一三三頁。
- (4) 社会科学研究所、国際基督教大学学報II-A「地域社会と都市化」一九三―二九三頁。井出嘉憲「都市化と行政」
- (5) 井出嘉憲、前掲書、二四五頁。
- (6) 工業団地に関する最も包括的な研究書としては、William Beed: Industrial Estates—Tool for Industrialization, 1960. がある。
- (7) 「中小企業振興資金等助成法施行令第一条に規定する工場等集団化計画の内容の規程に関する運用方針について」(三五企庁第五八〇号、昭和卅六年四月一九日)
- (8) 「昭和卅六年度中小企業工場等集団化補助制度の実施について」(三六企庁第五八〇号、昭和卅六年四月一日)

むすびに

以上、地方公共団体の立地政策について、政策そのものに内在する諸問題を、その性格、目的、手段等に関連して指摘し、論じてきたが、これらの問題のうち、あるものは、地方公共団体というよりは、政府一般の立地政策に関連するものであり、又、その性格からいって極めて理念的な議論を必要とするものもあれば、他方、極めて特殊的、実践的であって、その解決には専ら技術的な議論を必要とするものもある。又、ここでは、これら問題に対して筆者なりの解決方向を提案したのもあれば、何らの解決も示さず、単に問題を提起したにすぎないものもあるが、要するに、ここで扱った問題は地方公共団体の当局者が、その立地政策を策定し、われわれが「立地政策はいかにあるべきか」を考察するに当って基本的なものと考えるのであり、地方公共団体が健全かつ自主的な立地政策をうちだすためには、これら諸問題に対する理論的、実践的立場からの十全な議論が要求されよう。

資料

西南ドイツの局地市場

—ロベルト・グラッドマンの所論を中心に—

寺尾 誠

(一) 総体的分析

西南ドイツといえば中世末期から近世初期にかけての、いわゆる「フッガー家の時代」の立役者であった大商業資本家達の出身地かつ根拠地として知られている。^(注1) これらの大商業資本家達は当時形成されつつあったヨーロッパの国際市場を舞台に遠隔地商業を営み、そこにおいて莫大な流通利潤を獲得していた。そして流通過程におけるこれら大商人の華やかな活躍のために、従来西南ドイツが何故これら商人の出身地かつ根拠地となりえたのかという問題が十分に究明されえないうらみがある。勿論そのような問題提起が全然ないわけではないが、全体としては「初期資本主義」的商業資本の発展とドイツの国民経済の発展を同一視する考え方が根強く残っているのである。^(注2) そして近世初期におけるこれらの商業資本の挫折によりドイツの国民経済もまた挫折したという結論が、ドイツ経済史の中で有力な位置を占めるのである。さてこのような学界の傾向に対し、先程の問題意識と関連して鋭い批判を加えたものとして、一九

西南ドイツの局地市場

五八年度に発表されたフリードリヒ・リュトゲの論文がある。^(注3) 彼も農業の分野において西南ドイツが中部ドイツと並んで封建的領主経済に対する農民経済の最も有利な地方であることを示しているのであるが、この論文では「三十年戦争勃発以前のドイツの経済状態」というテーマで従来の学界の傾向に疑問を投げかけている。すなわち彼は殆どの経済史家が、十六・七世紀の三十年戦争以前の時期に既にドイツ経済が停滞若しくは下降しつつあったという考えを示しているが、これは明白に生産過程に対する流通過程の過大評価、特に大商業資本の過大評価、この時代の信用機構や資本市場の過大評価、さらに上層市民のみを対象とした歴史分析等の方法的欠陥によるものであると考える。そして彼自身は当時のドイツに萌芽的にはあるが、統一的な「国民経済」 Volkswirtschaft を考えうるという立場から幾つかの指標を提出するのである。彼が第一にこのための指標と考えるのは流通過程そのもの変化である。すなわち彼は内陸都市を中心とした内陸商業の発展に注目する。特にフランクフルト・アム・マイン、ライプツィヒ、ニュールンベルグが当時の